

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-5
処分の種類	信州登山案内人の登録の抹消又は名称の使用の停止			
根拠法令条例等・条項	信州登山案内人条例第14条第1項、第2項			
処分の概要	<p>・信州登山案内人が条例第14条の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。</p> <p>・信州登山案内人が第17条の規定に違反し信用失墜の行為があったときは、登録を抹消し、又は情状により期間を定めて信州登山案内人の名称の使用の停止を命ずることができる</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 [・法令の規定において言い尽くされているため(条例第17条(5)を除く。)] [・事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することは困難] (条例第17条(5)関係)</p> <p>《参考》 【条例第14条】 (1) その業務を廃止した場合 (2) 死亡した場合 (3) 第4条第1号又は第2号の欠格事項に該当する者となった場合 (4) 心身の障害によりその業務を適正に行うことができないと認められる場合 (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合</p> <p>【条例第17条】 (1) 登録証を他人に貸与すること。 (2) 登山等の案内を受けるよう強要すること。 (3) 特別の理由があると認められる場合を除き、登山等の案内に係る所定の料金以外の金品を請求すること。 (4) 自然環境の保全に関する法令の規定に違反する行為をすること。 (5) 信州登山案内人の信用又は品位を傷つける行為をすること。</p>			
基準の制定根拠	—			